

## 水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法の一部を改正する法律（以下、改正法という。）が、平成24年6月1日に施行されます。この改正では、1 届出対象施設の追加、2 施設の構造等の基準、3 定期点検義務が追加されます。

### I 改正の内容

#### 1 届出対象施設の追加（改正法第5条第3項関係）

- (1) 「**有害物質貯蔵指定施設**」（裏面参照）を設置しようとするときは届出が必要になります。
- (2) 合流式公共下水道地域であって今まで水質汚濁防止法の届出対象でなかった事業場も、「**有害物質使用特定施設**」（裏面参照）、「**有害物質貯蔵指定施設**」を設置する（現在している）場合には届出が必要になります。

\*改正法の施行時において既に設置されている施設については、平成24年6月1日から平成24年6月30日までの間に届出を行う必要があります。（改正法附則第3条第1項）

#### 2 施設の構造等の基準の創設（改正法第12条の4関係）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設について、有害物質の地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。

\*改正法の施行時において既に設置されている施設については、施行の日から起算して3年を経過するまでの間（平成27年5月31日まで）は、構造基準は適用されません。

#### 3 定期点検義務の創設（改正法第14条第5項関係）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設について、環境省令で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければなりません。

\*改正法の施行時において既に設置されている施設についても、義務が適用されます。

### II 適用される基準等

#### 1 構造等の基準及び定期点検の基準

構造等及び定期点検の基準は施設の設置時期により異なり、便宜上次のA、B、C基準で区分されています。A基準は構造等について求められる水準が高い反面、定期点検頻度はB基準よりも少なく設定されています。

		構造等基準	点検基準
A基準	新設施設に対し適用される基準	○	○
B基準	既設施設に対しH27.6.1から適用される基準	○	○
C基準	既設施設に対しH27.5.31までの3年間のみ適用される基準	—	○

#### 2 対象施設の届出及び基準適用

施設の種類	区分	設置又は使用の届出	基準の適用
有害物質使用特定施設	新設※1	着工の60日前までに設置届を提出	設置時から構造及び点検の基準（A基準）等を適用する。
	既設※2（特定施設設置届出書を提出済のもの）	不要	*改正法施行後3年以内に構造及び点検の基準（AまたはB基準）等に適合させる。それまでは点検のみ（C基準）が義務付けられる。
	既設（上記以外のもの）	平成24年6月30日までに使用届を提出	
有害物質貯蔵指定施設	新設	着工の60日前までに設置届を提出	設置時から構造及び点検の基準（A基準）等を適用する。
	既設	平成24年6月30日までに使用届を提出	上記*と同じ

※1「新設」とは、施行日（H24.6.1）以降に設置工事に着手する施設をいいます。

※2「既設」とは、施行日（H24.6.1）において既に設置されている施設（設置工事中を含む）をいいます。

### Ⅲ 規制対象となる施設について

#### 「有害物質使用特定施設」とは

特定施設（法施行令第1条に基づき別表第1で定められた施設）であって、有害物質を製造、使用又は処理するものをいいます。

有害物質とは次の26物質をいいます。（平成24年4月時点）

1 カドミウム及びその化合物	10 テトラクロエレン	20 シマジン
2 シアン化合物	11 ジクロロメタン	21 対ベンゾルブ
3 有機りん化合物	12 四塩化炭素	22 ベンゼン
4 鉛及びその化合物	13 1,2-ジクロロエタン	23 セレン及びその化合物
5 六価クロム化合物	14 1,1-ジクロロエレン	24 ほう素及びその化合物
6 砒素及びその化合物	15 シス-1,2-ジクロロエレン	25 ふっ素及びその化合物
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	16 1,1,1-トリクロロエタン	26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
	17 1,1,2-トリクロロエタン	
8 ポリ塩化ビフェニル	18 1,3-ジクロロプロペン	
9 トリクロロエレン	19 チラム	

#### 「有害物質貯蔵指定施設」とは

有害物質（上記と同じ26物質）を含む液体を貯蔵する施設をいいます。

- ・「有害物質を含む」とは、法に定める検出下限値以上の濃度で含まれることを指します。
- ・不純物として非意図的に有害物質が含まれるものの貯蔵は、ここでいう「貯蔵」には該当しません。  
（例）ガソリンの貯蔵（不純物としてベンゼン）、し尿の貯蔵（不純物としてアンモニア等）
- ・ドラム缶や試薬ビン等、移動を前提とした容器は、「施設」には該当しません。  
（ただしドラム缶等であっても、配管を接続するなどして一定期間固定して使用する場合は施設に該当します。）  
（例）使用済みPCB重電機器は、「有害物質貯蔵指定施設」には該当しません。
- ・生産工程や処理施設の中に一体として設置された有害物質の貯蔵を目的としない施設は、「有害物質貯蔵指定施設」には該当しません。
- ・常温常圧で気化する液化ガスは、「有害物質を含む液体」には該当しません。

### Ⅳ その他

#### 1 詳細な情報について

改正内容、届出書類の様式等については、各ホームページを御参照ください。

##### (1) 環境省ホームページ 「水質汚濁防止法の改正について」

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

- ・「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（第1版）」
- ・「改正水質汚濁防止法に係るQ&A集（ver.1）」

ページ内に上記資料や全国説明会開催時のスライド等の資料があります。

##### (2) 神奈川県ホームページ 「地下浸透規制」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f380053/>

#### 2 届出・相談等窓口

平塚市役所（浅間町9-1） 本庁舎4階 環境保全課 電話0463-21-9764

平塚市環境保全課ホームページ

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyou-h/khindex.htm>